

第4章 計画の推進体制

社会情勢の変化や県の特性を踏まえながら、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

1 総合的な推進体制

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が有機的に連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う男女共同参画推進会議とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。また、本庁各課（所・室）・地域機関・教育機関等に男女共同参画等推進員を配置し、職員への研修や課内のジェンダー主流化の取組を推進します。さらに、各部局等にジェンダー主流化推進監を配置し、部局等毎にジェンダー主流化の取組を統括する体制を作ります。

(2) 男女共同参画審議会の意見の反映

知事の諮問に応じ、男女共同参画審議会が男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策や重要事項について調査・審議した結果や、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての同審議会の意見を、積極的に施策へ反映させていきます。

(3) 男女共同参画苦情処理制度の定着と充実

苦情を適切かつ迅速に処理するため、関係機関とより一層の連携を図るとともに、広く県民が利用できるよう制度の周知徹底を図ります。

2 男女共同参画推進センター（With You さいたま）による男女共同参画の推進

令和8年1月に内閣府男女共同参画局が策定した「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」において、男女共同参画センターがその役割を果たすための具体的な業務として5つの業務※が示されました。このことを念頭に、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設として、情報収集・提供、相談、講座・研修、自主活動・交流支援、調査・研究の各事業を行うことにより県の施策を実施し、県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援します。

また、令和6年度に旧婦人相談センターを支所として統合し、配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター及び女性自立支援施設の機能が追加されたことに伴い、男女共同参画やジェンダーを背景とする諸問題への支援を強化します。

※【ガイドラインに定めるセンター5つの業務】

- ① 地域の課題及びニーズの把握 ② 広報・啓発、講座・研修 ③ 地域の課題解決のための企画立案等への参画 ④ 相談対応 ⑤ 地域における様々な関係者との連携

3 市町村の推進体制の整備への支援と市町村との連携

県民に身近な市町村において、男女共同参画を推進するための専門担当課（係）の設置、条例や基本計画の策定をはじめ、職員研修や住民への意識啓発などの取組が効果的

に行われるよう市町村の推進体制の整備を支援します。
また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

4 県民・事業者・民間団体との連携

県が主催する啓発事業への参加を働きかけるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発、研修資料の作成・提供、自主的な研修などへの講師派遣、情報提供などの支援を行っていきます。

さらに、民間団体への活動の支援やネットワークの充実を図ります。

5 国及び独立行政法人男女共同参画機構との連携

男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画を所管する国及び、令和8年4月1日に設立され、ナショナルセンター及びセンターオブセンターの2つの機能・役割を担う独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA（ジーパ））との連携を図ります。

6 計画推進の基盤となる調査研究の実施と計画の進行管理

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査や計画の進行管理を行います。

（１）調査研究・情報収集と提供

男女共同参画の推進に関する国際社会の動向や国内外の取組について情報収集し、基本的な課題について調査研究を行います。

また、県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、本県における男女共同参画をめぐる現状や意識に関する調査を行います。

さらに、こうした調査研究の成果や収集した情報について提供・発信していきます。

（２）計画の進行管理

毎年度、推進指標の達成状況の把握や施策の男女共同参画配慮度評価などを行うほか、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

1 計画策定の経緯

(1) 埼玉県男女共同参画審議会

- R8. 3. 23 第69回審議会
知事から「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」の策定について諮問
- R8. 7. 27 第70回審議会
- R8. 9. 04 第71回審議会
- R8. 11. 27 第72回審議会
- R8. 12. ** 知事へ答申
「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」について

(2) 埼玉県男女共同参画推進会議

- R8. 8. 12 幹事会「次期埼玉県男女共同参画基本計画（案）に関する意見について」

(3) 県民意見の募集

- R8. 10. 1～R8. 10. 31 県民コメント実施（意見数***件）

(4) 県議会における審議

- R9. 2. ** 「埼玉県男女共同参画基本計画」の議案提出
- R9. 3. ** 第**号議案「埼玉県男女共同参画基本計画の策定について」を可決

(5) 埼玉県男女共同参画審議会委員名簿

【第13期】

(任期 令和6年7月1日～令和8年6月30日)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
池田 浩久	特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン副代表理事
臼田 和弘	一般社団法人埼玉県経営者協会幹事
大原 佳子	サイタマ・レディース経営者クラブ地域交流委員長 株式会社アイオプト代表取締役社長
柿沼 トミ子	埼玉県地域婦人会連合会会長
加藤 秀一	明治学院大学社会学部教授
加邊 昌平	公募
小林 義治	株式会社埼玉新聞社クロスメディア局長
小谷野 剛	狭山市長
佐藤 成美	埼玉県立朝霞西高等学校校長
島田 康弘	小川町長
杉田 真衣	東京都立大学人文社会学部准教授
知久 いづみ	日本女医会埼玉支部理事
土井 希実	公募
徳田 玲亜	弁護士
永井 祥子	NTT労働組合 北関東信越総支部執行委員 ※令和7年11月20日～
◎布柴 靖枝	文教大学人間科学部教授
山村 千華	埼玉労働局雇用環境・均等部長 ※令和7年4月1日～
渡辺 美穂	独立行政法人国立女性教育会館研究国際室長(併)主任研修員

◎：会長

(令和8年3月23日諮問時、50音順、敬称略)

【第 1 4 期】

(任期 令和 8 年 7 月 1 日～令和 1 0 年 6 月 3 0 日)

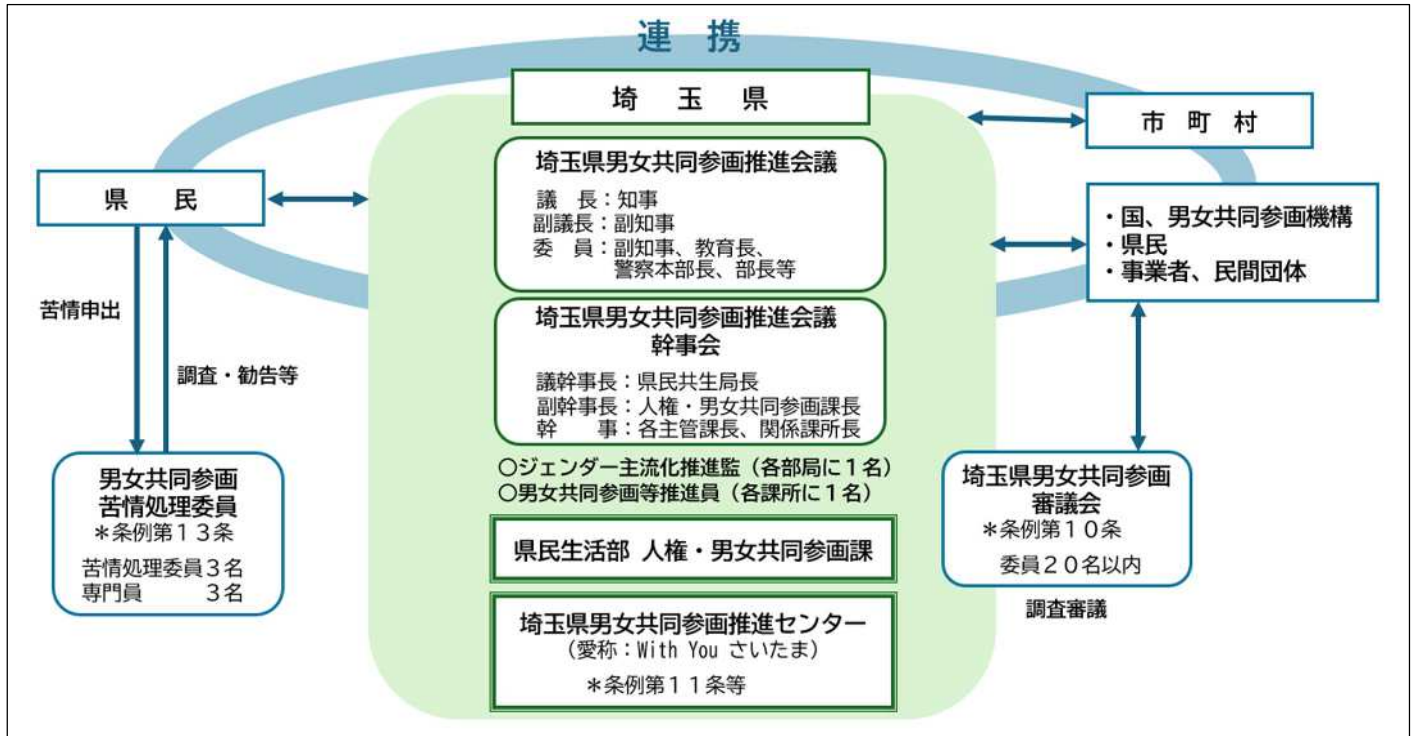
氏 名	所 属 ・ 役 職 等
秋山 朋子	株式会社金子製作所 取締役副社長
池田 浩久	特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン代表理事
池田 亮	株式会社埼玉新聞社クロスメディア局長
岩見 真里子	サイタマ・レディース経営者クラブ地域交流委員長 me life woman(ミライフウーマン)代表
柿沼 トミ子	埼玉県地域婦人会連合会会長
◎加藤 秀一	明治学院大学社会学部教授
禿 あや美	国立大学法人埼玉大学経済学部教授
川端 洋	公募
河森 明子	埼玉県立大宮武蔵野高等学校校長
小西 一禎	公募
小谷野 剛	狭山市長
近藤 里沙	弁護士
坂下 俊輔	独立行政法人男女共同参画機構地域支援課長
高野 眞綾	日本女医会埼玉支部理事
永井 祥子	NTT労働組合北関東信越総支部執行委員 ※～令和 8 年 7 月 29 日
播磨 久美	埼玉労働局雇用環境・均等部長
前田 榮	ときがわ町長
目崎 友貴	NTT労働組合北関東信越総支部執行委員 ※令和 8 年 7 月 30 日～
湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授

◎：会長

(50音順、敬称略)

2 計画の推進体制図

(1) 男女共同参画の推進体制



(2) 困難な問題を抱える女性支援・DV被害者支援の体制

(関係機関の支援ネットワーク)

